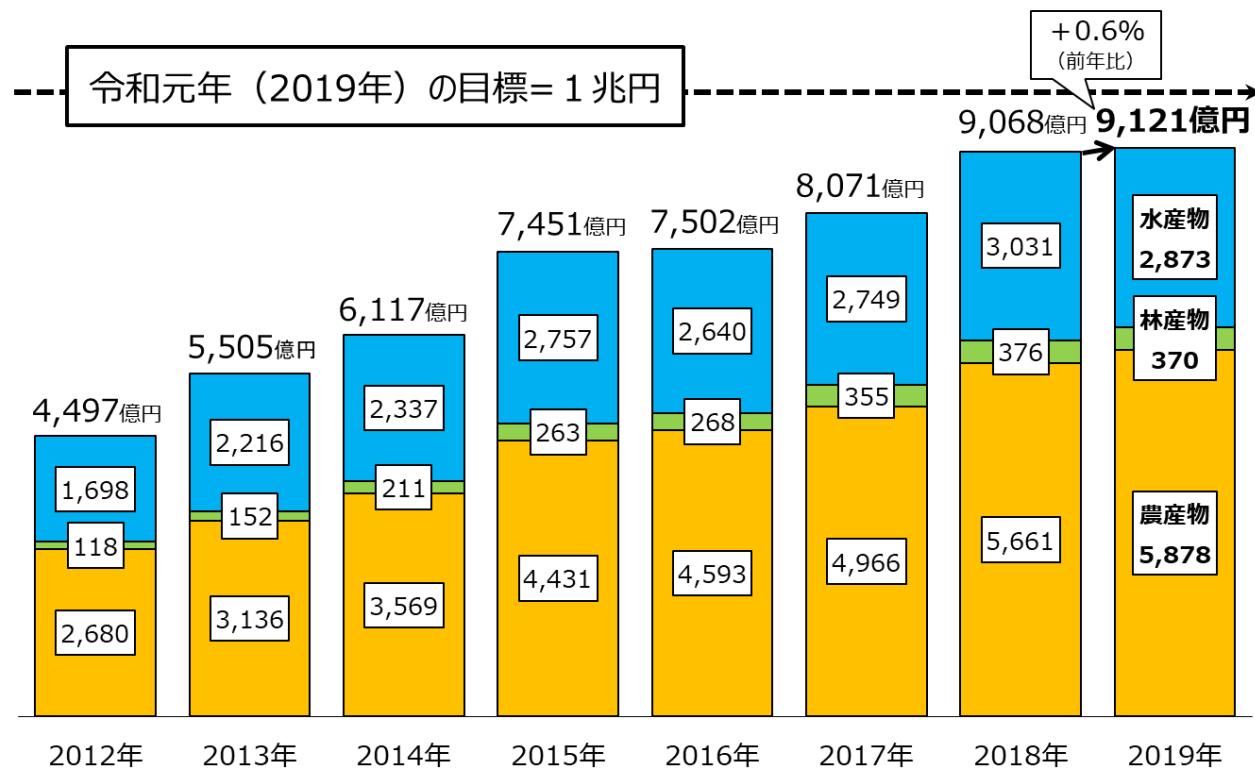


農林水産物・食品の輸出



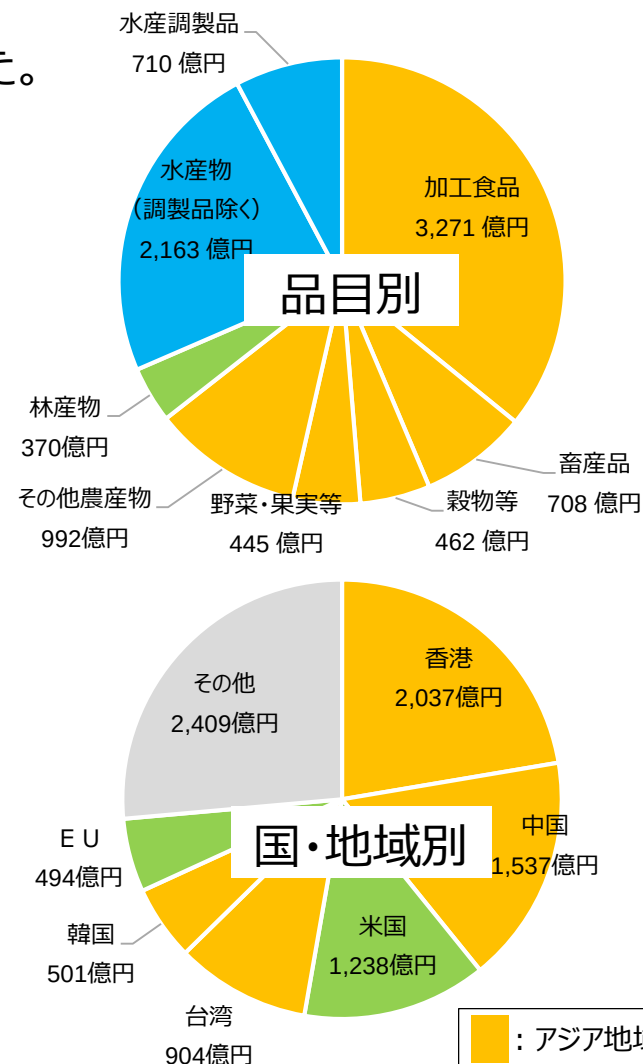
1 農林水産物・食品の輸出実績（2019年）

2019年の輸出額は9,121億円、対前年同期比+0.6%増。
7年連続過去最高を更新したものの、1兆円目標には至らなかった。



財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

輸出額の内訳



2 主な増減要因



政治・経済の情勢、生産（漁獲）の減少等により、輸出額が伸び悩んでいる国・地域、品目がある一方、日本産品への高い関心を背景に、輸出額が大幅に増加している国・地域、品目が見られる。

品目別の状況

輸出額の増加が大きい主な品目

品目	増加額	主な増加要因
ぶり	+72億円	アメリカへの輸出が堅調
牛肉	+49億円	和牛人気、輸出認定施設の増加
アルコール飲料	+43億円	日本酒、日本産ウイスキーが人気
牛乳・乳製品	+31億円	ベトナムで粉乳が人気
清涼飲料水	+22億円	輸出上位国で需要増

輸出額の減少が大きい主な品目

品目	減少額	主な減少要因
さば	▲61億円	漁獲量の減少と国内需要との競合
ホタテ貝	▲30億円	最大の消費国のアメリカで豊漁
かつお・まぐろ類	▲27億円	国際相場の下落
植木	▲27億円	ベトナム向け、中国向けイヌマキが減少
たばこ	▲21億円	海外生産に移行中

国・地域別の状況

輸出額の増加が大きい国・地域

国・地域	増加額	主な増加品目
中国	+199億円	アルコール飲料、清涼飲料水
アメリカ	+61億円	ぶり、アルコール飲料
カンボジア	+34億円	牛肉
シンガポール	+22億円	小麦粉、アルコール飲料
マレーシア	+20億円	小麦粉、ぶり

輸出額の減少が大きい国・地域

国・地域	減少額	主な減少品目
韓国	▲133億円	アルコール飲料、菓子、ソース混合調味料
香港	▲78億円	清涼飲料水、ホタテ貝
タイ	▲40億円	かつお・まぐろ類、豚の皮
エジプト	▲22億円	さば
ガーナ	▲22億円	さば

3 輸出拡大に向けた中長期の課題



(全体)

- 1 海外の食品安全規制等により輸出できない国、品目が多い。
- 2 海外の規制・ニーズに応じた生産ができる事業者の育成。
- 3 海外の需要が高いにもかかわらず供給力が不足。
- 4 海外で売れる可能性を持った新たな商品の発掘・開発、売り込みが不十分。

(個別品目)

品目	課題
牛肉	海外需要の増加に安定的に対応し得る生産基盤の強化が課題。
乳製品	海外需要の増加に安定的に対応し得る乳製品の原料乳の増産や海外での国産乳製品の認知度の向上が課題。
青果物	贈答用の大玉に加えて、家庭用の小玉リンゴ等、海外の多様なニーズへの対応や水田の園地等への転換、省力樹形の導入による生産拡大等が課題。
コメ	海外の日本食レストランやおにぎりビジネス等の海外需要の開拓、海外需要に対応可能な生産体制の確保が課題。
緑茶	海外の農薬基準に適合した茶生産を行う産地の確立が課題。
林産物	低価格・低質な丸太中心の輸出から、製材・合板等の付加価値の高い木材製品輸出への転換が課題。
水産物	天然資源に左右されにくい養殖の生産拡大、新規漁場の創出が課題。
加工食品	みそ、しょうゆ、菓子等、輸出主力商品が限定的であることから、海外のニーズ、規制に対応したスイーツ等の商品開発、生産体制の強化が課題。

4 品目横断的な輸出拡大の取組



「農林水産物・食品輸出本部」を設置し、実行計画（工程表）に基づく取組を加速化するとともに、GFPによるマッチングやグローバル産地づくり、戦略的なプロモーションを進める。

1 農林水産物・食品輸出本部の設置（2020年4月）

- ・輸出先国との協議の加速化（放射性物質規制 等）
- ・輸向向けの施設整備・認定の迅速化
- ・輸出証明書の申請・発行の一元化（4月から順次農水省で発行）
- ・在外公館の対応の強化 等

2 GFPによるマッチングやグローバル産地づくり支援

- ・GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）による輸出診断、マッチング、輸出を目指した産地（グローバル産地）づくりの支援（約50地区を支援見込み（R2年度））
- ・輸向向け施設の整備支援（約80施設を支援見込み（R元年度補正・R2年度））

3 戦略的なプロモーションの実施

- ・日本産品のブランディングのためのプロモーション
- ・海外の日本食レストランにおける取組の強化

5 今後の輸出促進に向けた取組（2030年に向けた品目毎の更なる取組）

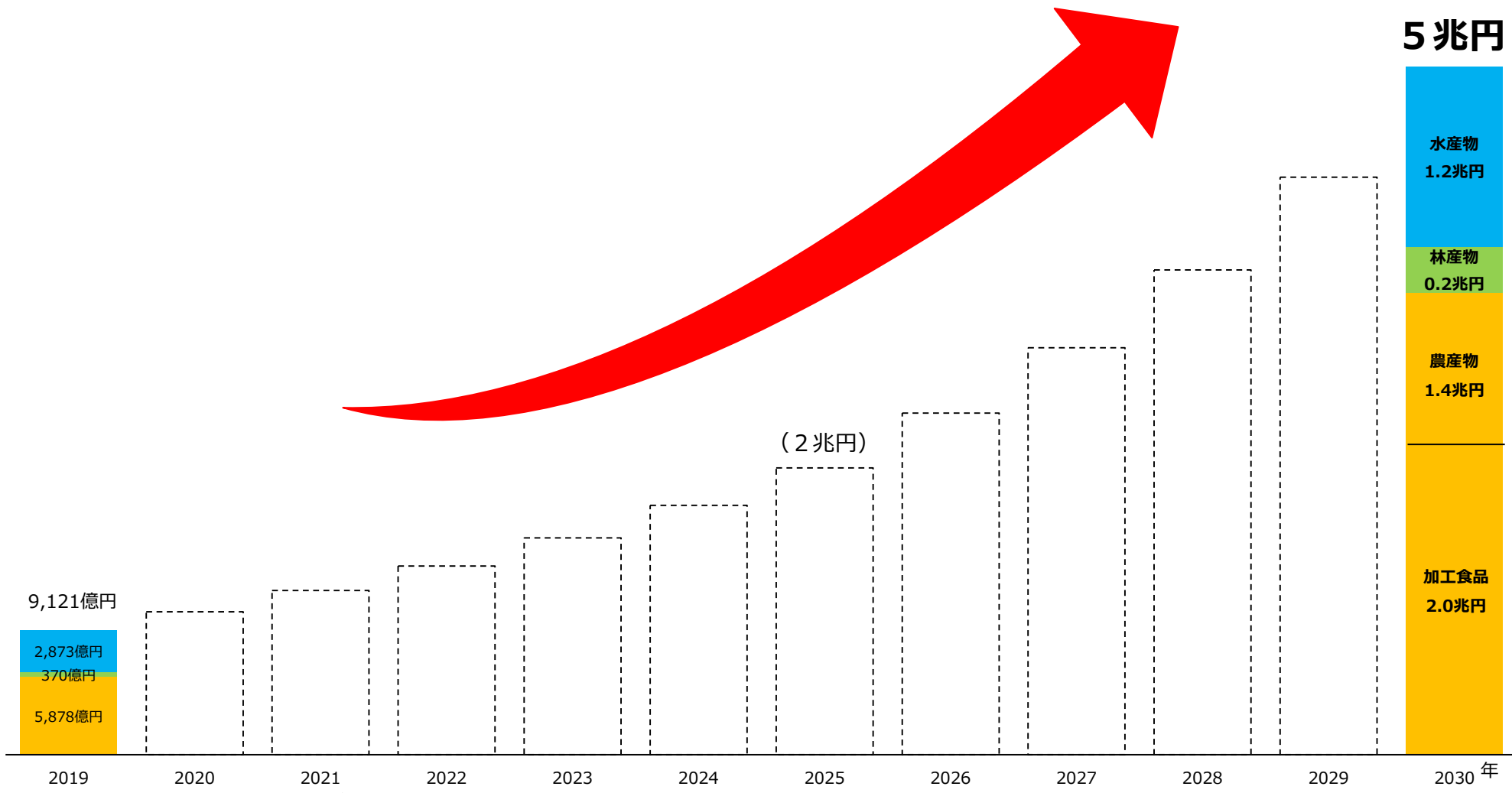


更に、品目ごとの課題に応じた生産基盤の強化、販路拡大の取組を強力に進める。

品目		取組内容
畜産品	牛肉	・増頭奨励金の交付、食肉処理施設の再編整備等により和牛を増頭・増産し、増産分を輸出
	乳製品	・増頭奨励金の交付、ロゴマークを活用した国産牛乳・乳製品のPR、海外見本市への参加による国産牛乳・乳製品のプロモーション
穀物等	米	・海外の日本食レストランやおにぎりビジネス向けに日本産米の魅力をPRし、海外需要を拡大するとともに輸出向けの米の作付を拡大
	野菜・果実等	
	りんご	・近年の樹園地の減少を食い止めるとともに、水田の園地等への転換、省力樹形等の導入により生産を拡大し、増産分を輸出
	ぶどう	
	いちご	・近年の生産面積の減少を食い止めるとともに、輸出に好適な「べにはるか」等の生産を行う輸出産地を育成して増産分を輸出
	かんしょ	
その他農産物	緑茶	・近年の栽培面積の減少を食い止めるとともに、海外の規制に対応した茶の生産を拡大し、特に海外でニーズがある有機栽培茶や抹茶向けのてん茶の生産を拡大
	切り花	・品質保持に必要なコールドチェーン等を整備し、水耕栽培による作期の拡大や防虫ネットの設置等により、輸出向けの生産を拡大
林産物		・付加価値の高い木造住宅の大幅な販路開拓 ・付加価値の高い防腐処理木材の生産力の強化
水産物		・天然資源管理をしっかりと行い資源を回復し、資源管理可能な最大水準の漁獲 ・養殖 天然資源への依存が低い新たなエサ開発等により最大限の生産拡大 ・生産適地を見極めつつ、新規漁場の創出により生産拡大
加工食品		・HACCP施設の導入、AIやIoT等の新技術の活用による省力化、低コスト化、海外の規制・ニーズ等に対応したスイーツ等の新商品開発により、輸出商品の生産拡大及び販路開拓

6 新たな農林水産物・食品の輸出額目標

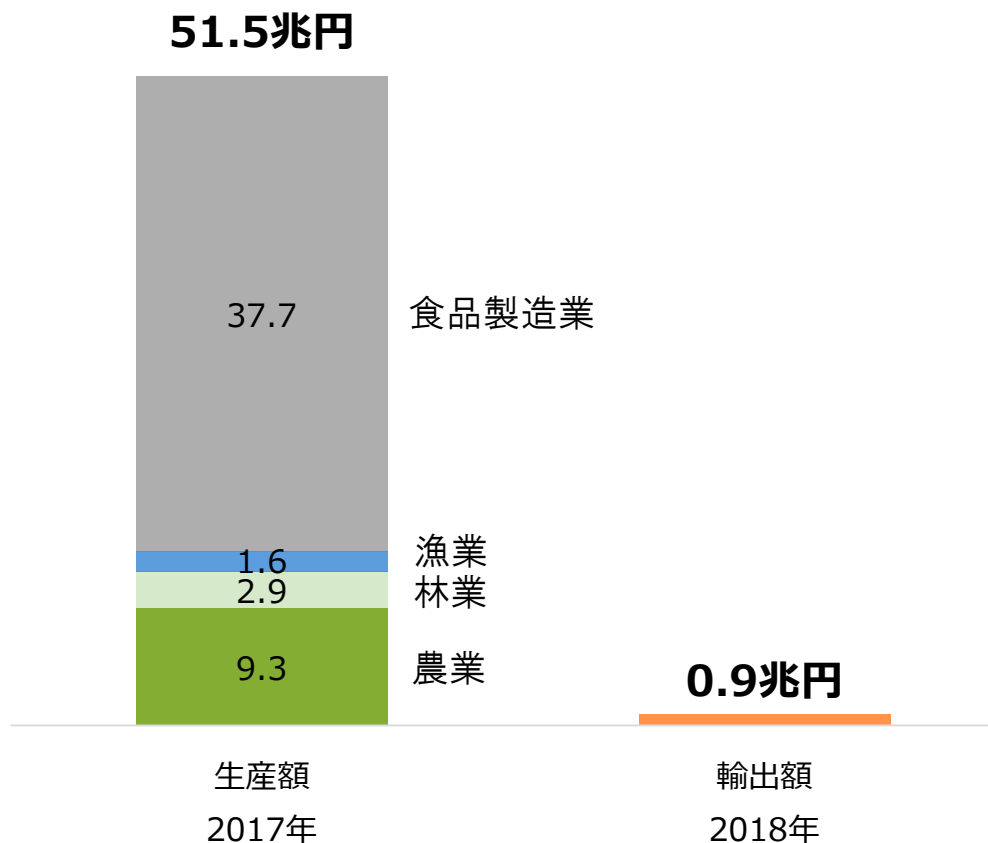
2030年に、農林水産物・食品の輸出の目標を5兆円とする。



※農林水産物由来の新たな加工品及び少額貨物（1ロット20万円以下）を新たに輸出額のカウンに追加（上図の内訳には含まれない）

(参考) 農林水産物・食品の生産額と輸出額

- ・ 2017年の生産額は、農業9兆円、林業3兆円、漁業2兆円、食品製造業38兆円の合計52兆円。
- ・ 2018年の輸出額は、農業0.3兆円、林業0.04兆円、漁業0.3兆円、食品製造業0.3兆円の合計0.9兆円（輸出割合2%）。



(出典) 農業：農業総産出額（生産農業所得統計）

林業：木材・木製品製造業（家具を除く）の製造品出荷額等（工業統計）及び栽培きのこ類の産出額（林業産出額）の合計

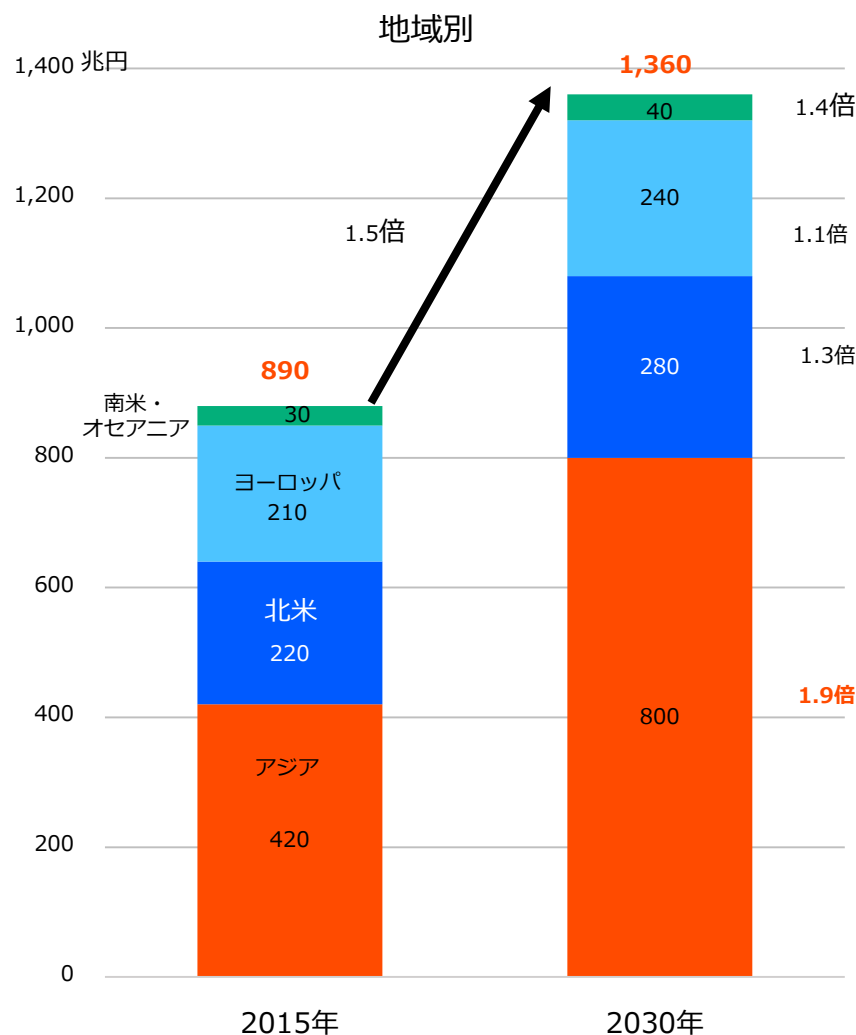
漁業：漁業産出額（漁業産出額）

食品製造業：国内生産額（農業・食料関連産業の経済計算）

(注) 食品製造業の原料の一部に農業、林業、漁業生産物が含まれる。

(参考) 世界の飲食料市場規模の将来見通し (すう勢)

- 2030年の34か国・地域の飲食料市場の規模は、2015年の1.5倍となる1,360兆円に拡大すると予測。
- 拡大する海外の飲食料市場を取り込むことにより、今後の更なる輸出拡大のチャンスは依然大きい。



※グラフの数値は四捨五入して表示してある。

【出典】農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」

(参考) 2019年の農林水産物・食品 輸出額 品目別



品 目		金 額 (百万円)	対前年 増減率(%)
農 産 物	加工食品	327,096	5.5
	アルコール飲料	66,083	6.9
	日本酒	23,412	5.3
	ソース混合調味料	33,657	3.4
	清涼飲料水	30,391	7.9
	菓子（米菓を除く）	20,156	▲ 1.0
	醤油	7,681	▲ 0.6
	米菓（あられ・せんべい）	4,306	▲ 2.7
	味噌	3,824	8.7
	畜産品	70,785	7.3
	畜産物	53,406	19.8
	牛肉	29,675	20.0
	牛乳・乳製品	18,445	20.5
	鶏卵	2,211	44.7
	鶏肉	1,941	▲ 1.9
	豚肉	1,134	8.7
	穀物等	46,180	8.3
	米（援助米除く）	4,620	23.0
	野菜・果実等	44,504	5.2
	青果物	29,658	2.0
	りんご	14,492	3.7
	ぶどう	3,190	▲ 2.4
	ながいも	2,268	4.5
	いちご	2,107	▲ 16.7
	もも	1,897	6.6
	かんしょ	1,695	22.9
	なし	774	▲ 22.6
	かんきつ	665	7.2

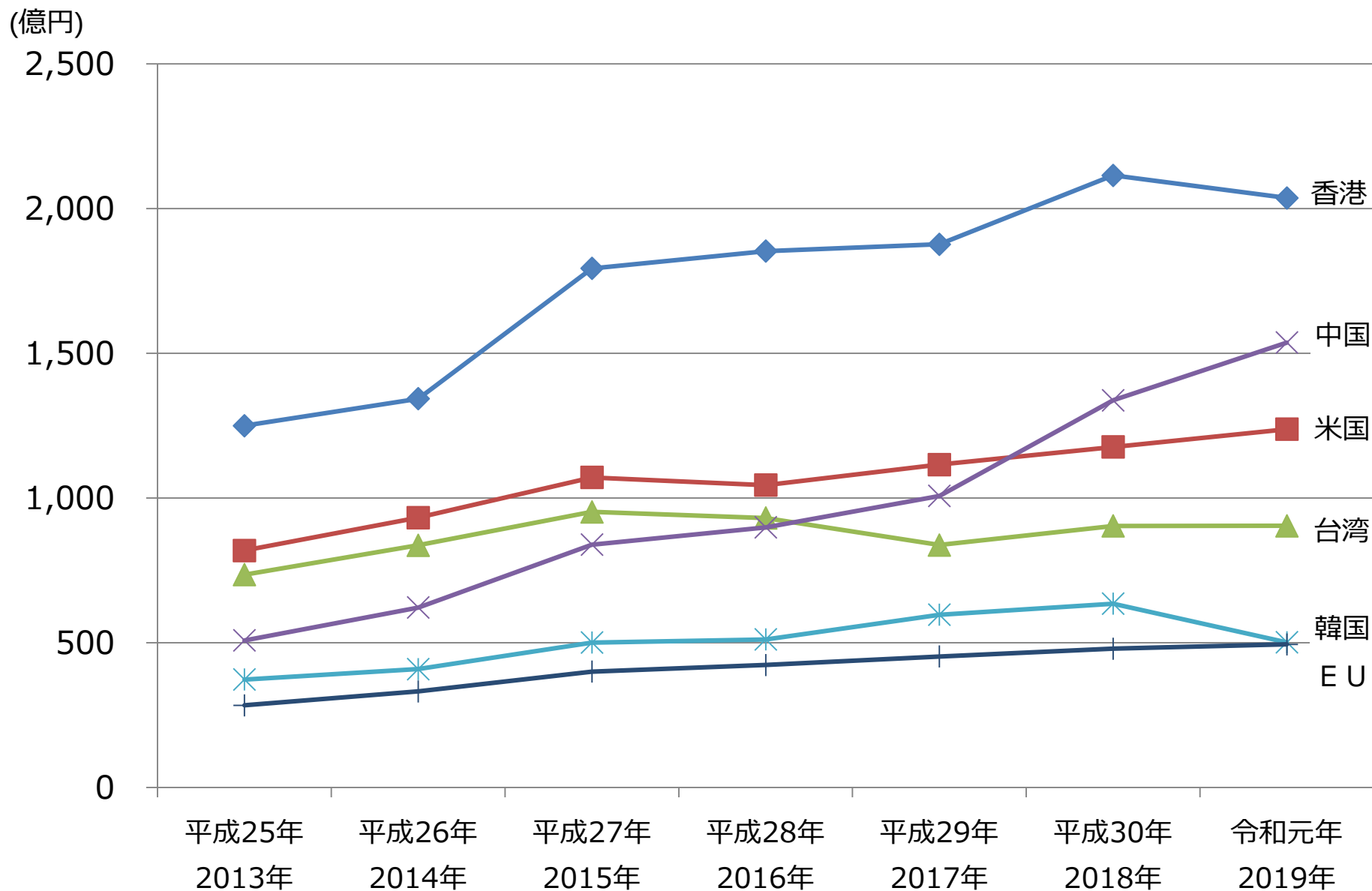
品 目		金 額 (百万円)	対前年 増減率(%)
	その他農産物	99,188	▲ 5.6
	たばこ	16,375	▲ 11.6
	緑茶	14,642	▲ 4.5
	花き	10,173	▲ 20.8
	植木等	9,288	▲ 22.3
	切花	884	▲ 0.5
林 産 物	林産物	37,038	▲ 1.5
	丸太	14,714	▲ 0.6
	合板	6,212	▲ 8.2
	製材	5,966	▲ 1.3
水 産 物	水産物□（調製品除く）	216,326	▲ 4.6
	ホタテ貝（生鮮・冷蔵・冷凍等）	44,672	▲ 6.3
	真珠（天然・養殖）	32,897	▲ 4.9
	ぶり	22,920	45.4
	さば	20,612	▲ 22.8
	かつお・まぐろ類	15,261	▲ 14.9
	いわし	8,009	▲ 3.6
	さけ・ます	4,230	▲ 13.8
	たい	3,536	▲ 24.0
	すけとうたら	2,086	16.7
	ほや	1,193	53.8
	さんま	984	▲ 19.8
	水産調製品	70,978	▲ 7.1
	なまこ（調製）	20,775	▲ 1.4
	練り製品	11,168	4.7
	貝柱調製品	7,984	2.5
	ホタテ貝（調製）	7,566	▲ 21.1

(参考) 2019年の農林水産物・食品 輸出額 国・地域別



順位	輸出先	輸出額 (億円)	対前年 増減率 (%)	輸出額内訳 (億円)			主な輸出品目 (下段は全体に占める割合)		
				農産物	林産物	水産物	1位	2位	3位
1	香港	2,037	▲ 3.7	1,175	5	857	真珠	なまこ (調製)	たばこ
							14.0%	9.2%	4.8%
2	中華人民共和国	1,537	14.9	885	165	487	ホタテ貝 (生・蔵・凍)	丸太	アルコール飲料
							17.5%	7.7%	6.6%
3	アメリカ合衆国	1,238	5.2	864	31	343	ぶり	アルコール飲料	ソース混合調味料
							12.9%	12.7%	5.6%
4	台湾	904	0.0	699	20	185	りんご	アルコール飲料	ソース混合調味料
							11.0%	6.9%	6.5%
5	大韓民国	501	▲ 21.0	324	32	145	アルコール飲料	ソース混合調味料	ホタテ貝 (生・蔵・凍)
							12.3%	6.7%	5.6%
6	ベトナム	454	▲ 0.9	276	7	171	粉乳	さば	さけ・ます
							16.3%	11.2%	4.8%
7	タイ	395	▲ 9.2	184	5	206	かつお・まぐろ類	さば	いわし
							15.6%	9.0%	8.9%
8	シンガポール	306	7.7	252	2	51	アルコール飲料	牛肉	小麦粉
							11.3%	5.5%	4.6%
9	オーストラリア	174	7.8	156	0	18	清涼飲料水	アルコール飲料	ソース混合調味料
							21.8%	13.2%	10.2%
10	フィリピン	154	▲ 7.0	60	74	19	合板	製材	ソース混合調味料
							36.8%	8.5%	5.2%
-	E U	494	3.2	425	7	63	アルコール飲料	ソース混合調味料	緑茶
							18.5%	7.2%	4.7%

(参考) 国・地域別輸出額の推移



(参考) 少額貨物の輸出額推計

- ◎ 1品目20万円以下の少額貨物の輸出額を農林水産物・食品について推計。
- ◎ 令和元(2019)年の輸出額は548.6億円と推計。対前年比+5.5%。
- ◎ 内訳は、農産物351.2億円、林産物19.6億円、水産物177.8億円。

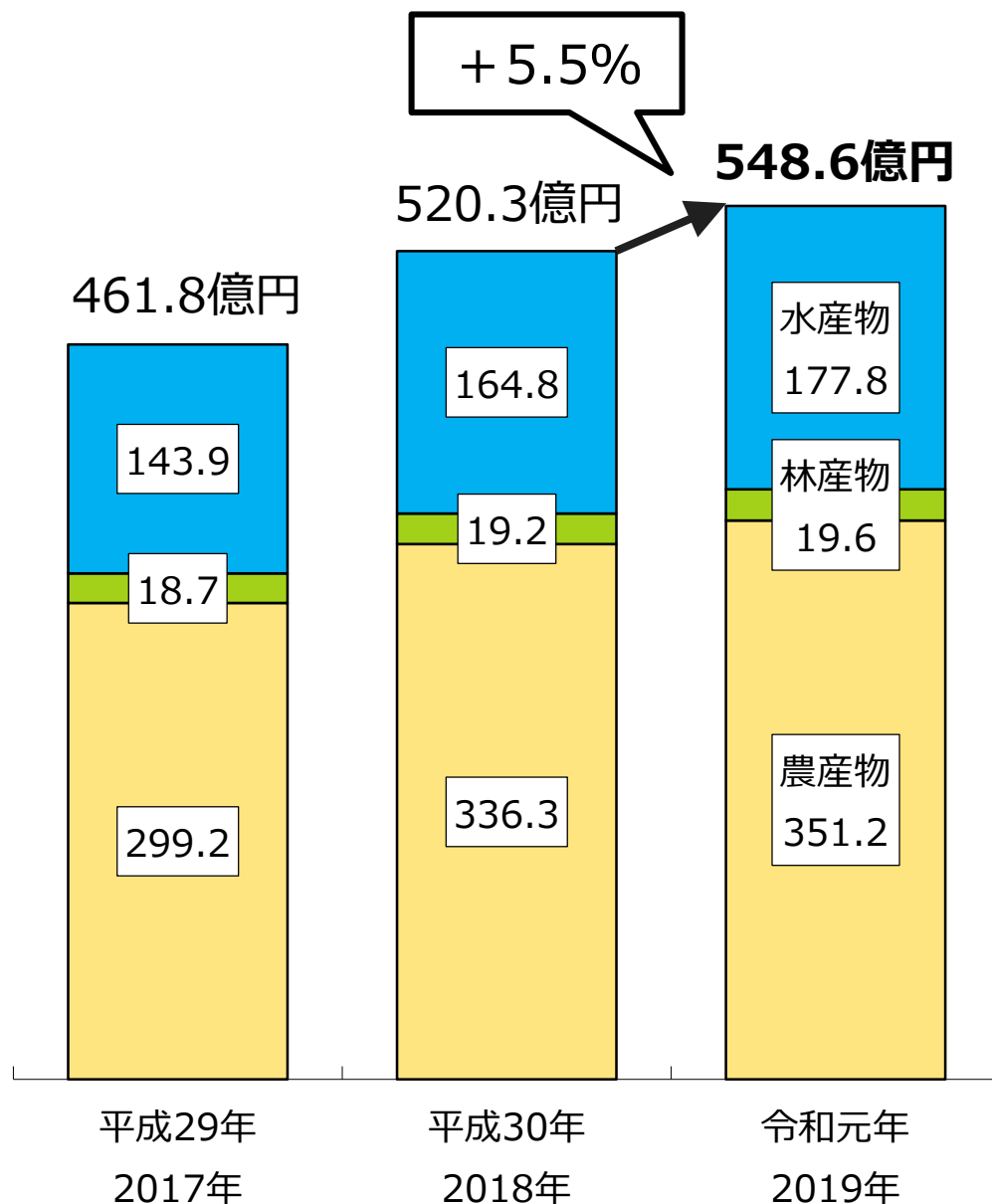
【推計方法】

少額貨物は輸出時に以下を税関に申告することとなっている。

①	大額貨物（1品目当たり20万円を超えるもの）と合わせて申告する場合	少額貨物が単一品目の場合は、その品目と金額を申告。 少額貨物が複数の場合は、金額を合算した上で一番高い品目の統計品目番号（9ケタ）を申告。
②	少額貨物のみで申告する場合	単一品目、複数品目に関わらず輸出申告時に統計品目番号を省略することが可能。（複数品目の場合は品目を明示せず金額を合算して申告。）

①で申告された貨物の総額は2019年が6,637億円。そのうち、農林水産物・食品に該当するものは337億円。

次に、②の総額4,175億円に対する農林水産物・食品の割合は①と同様であると仮定して推計すると212億円。



(参考) 政府の輸出促進政策



○政府の輸出促進政策の方針は、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」が決定する「**農林水産業・地域の活力創造プラン**」において決定。

【農林水産業・地域の活力創造プラン（抜粋）】

＜目標＞

○ 2019年までに農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円に増大させ、その実績を基に、新たに2030年に 5 兆円の実現を目指す目標を掲げ、具体策を検討

○平成28年（2016年）2月、同本部に「**農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ**」を設置し、同年5月に政府が取り組むべき対策の行程表を「**農林水産業の輸出力強化戦略**」として取りまとめ。

○平成28年11月の農林水産業・地域の活力創造プラン改訂の際、「**農業競争力強化プログラム**」を策定し、戦略的輸出体制の整備の具体策を示すとともに、「**農林水産物輸出インフラ整備プログラム**」を公表。

○平成31年（2019年）4月、「**農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議**」を設置し、令和元年（2019年）6月、農林水産物・食品の更なる輸出拡大に向けた課題と対応の方向を取りまとめ。

○令和元年11月、輸出先国による食品安全規制等に対応するため、輸出先国との協議等について、政府一体となって取り組むための体制整備等を内容とする、「**農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律**」が成立（令和2年4月1日施行）。

(参考) 農林水産物・食品輸出プロジェクト (GFP)の取組

- GFP (ジー・エフ・ピー)** は、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称。農林水産省が推進する**日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト**。
- 平成30年8月31日に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る「**GFPコミュニティサイト**」を立ち上げ。
- 当該サイトに登録した者を対象に、農林水産省がジェトロ、輸出の専門家とともに産地に直接出向いて輸出の可能性を無料で診断する「**輸出診断**」を平成30年10月から開始。



GFP登録者へのサービス提供

○農林漁業者・食品事業者へのサービス

- ・ 専門家による無料の輸出診断
- ・ GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
- ・ 輸出商社の「商品リクエスト情報」の提供
- ・ 輸出希望商品の輸出商社への紹介
- ・ 輸出のための産地づくりの計画策定の支援
- ・ メンバー同士の交流イベントの参加
- ・ 規制情報等の輸出に関連する情報の提供

○輸出商社・バイヤー・物流企業へのサービス

- ・ GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
- ・ 生産者・製造業者が作成する「商品シート」の提供
- ・ 「商品リクエスト」の全国の生産者・製造業者への発信
- ・ メンバー同士の交流イベントの参加
- ・ 規制情報等の輸出に関連する情報の提供

GFPの登録状況 (1月末時点)

GFP登録者数

区分	登録者数
農林水産物食品事業者	1,571
流通事業者、物流事業者	929
合計	2,500

輸出診断申込状況

区分		
輸出診断申込数		1,061
	うち訪問診断希望者	663
訪問診断完了数		343

（参考）日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）について

- ・ 農林水産業・地域の活力創造プラン（平成28年11月改訂）を踏まえ、平成29年4月に**日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO ジェイフードー）**をJETRO内に創設。
- ・ 平成30年1月から、**5品目7テーマ**について、新聞・雑誌、屋外、デジタルでの広告の展開、PRイベントの開催等**現地でのプロモーションを実施**。

①海外市場のニーズ把握や、現地の卸・小売・外食事業者等の商流を作り出すキープレイヤー等の情報の徹底調査。

②どの国・地域に、何を、どこで（小売・外食・中食）売り込むか戦略設定。

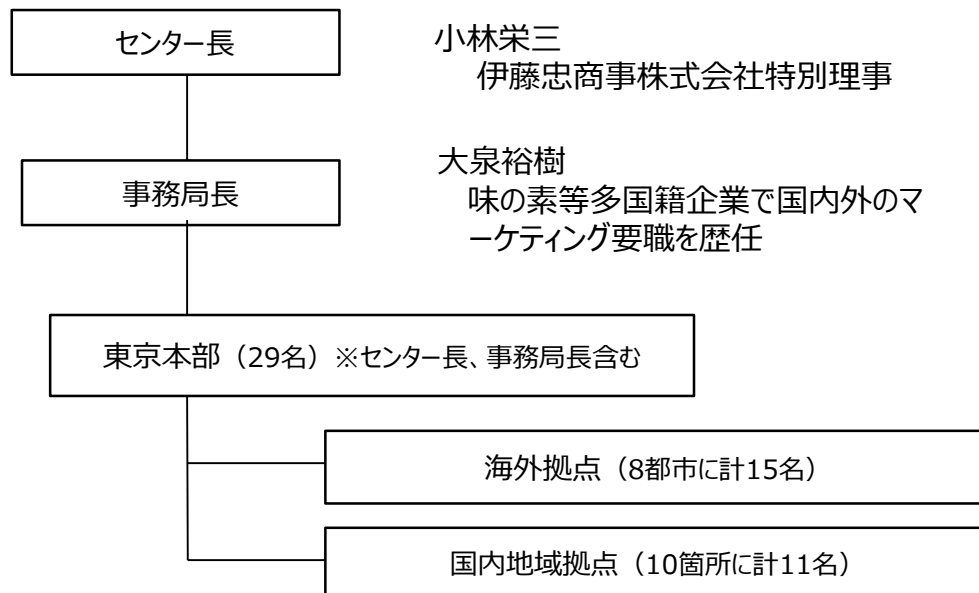
③日本の食文化と一体となった、ブランディングのためのオールジャパンでの海外市場の消費者向けプロモーションを実施。

「日本産が欲しい」という現地の需要・市場を作り出し、産地の特色・魅力にあふれた産品を相応の価格で輸出することで生産者の所得向上につなげる。

【ロゴマーク】



【体制】※令和2年2月1日時点



(参考) JFOODOの第一次取組テーマの活動実績



平成29年12月、**第一次ターゲット5品目7テーマ**のプロモーション戦略を決定、平成30年1月から新聞・雑誌、屋外、デジタルでの広告の展開、PRイベントの開催等現地でのプロモーションを実施。

品目	エリア	起点	戦 略
水産物 (ハマチ(ブリ)・ホタテ・タイ)	アジア	香港	味や栄養・安全性を前提に、文化的アプローチで、日本産の水産物を寿司店で関心を喚起して選択を後押し、ローカル市場におけるサーモンの牙城を崩す。
和牛	アジア	台湾	日本産のブランド力、スライス肉の現地インフラを活用し、豪州産や米国産のWagyuでは本格感を訴求しにくい日本式しゃぶしゃぶ等をキーディッシュとして、部位や等級を拡大し、名声にシェアを近づける。
日本茶	米国・欧州 中東	米国	IT企業を中心に広がる日本由来のマインドフルネス（リラックス・集中力増強方法）のブームをとらえ、競合茶よりもテアニンが豊富な日本茶を心と体を整えるマインドフルネスビバレッジとしてリポジショニングする。
日本酒	欧州・米国 アジア	英国	日本酒の入り口としてのキーディッシュを設定した上で、日本酒本来の価値を伝えて消費者を日本酒の世界に引きこんだ後、好みの日本酒を選べるような情報を整備する。
米粉	米国 欧州	米国 仏国	グルテンフリー度と生地適性に優れた日本産米粉を、パンやピザに原料ブランドとして訴求し、世界の情報発信都市を起点に日本国内需要米の100倍に相当する小麦粉市場を少しずつ置き換えていく。（世界のグルテンフリー市場は、平成32年に5,000億円に達するとされる。）
日本ワイン	欧州・香港 米国	英国 香港	欧州品種ワインに比べ、バランスが良くエレガントな日本ワインを、世界の料理の潮流であるマイルドな味付けの料理に相性の良いワインとして、権威誌を通じて先進国のソムリエに広め、大ワイン市場に食い込んでいく。（世界のワイン市場は3兆9千億円（平成28年））
クラフト ビール	米国	米国	米国におけるクラフトビールブームをとらえ、特徴のあるフレーバーを持ち日本のクラフトマンシップで実現され日本で作られた点を訴求し、新しいオプションを提供していく。（米国のクラフトビール市場は3.8百万キロリットルと、既に日本のビール総市場を超えている。）

(参考) 原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制の撤廃・緩和



原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、規制を設けた54の国・地域のうち、34の国・地域で撤廃、20の国・地域で継続。

規制措置の内容（国・地域数）		国・地域名
事故後の輸入規制を完全に撤廃 （34）		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン
事故後の 輸入規制 を継続 （20）	一部都県等を対象に 輸入停止（6）	香港、中国、台湾、韓国、マカオ、米国
	一部又は全ての都道府県 を対象に検査証明書等を 要求（13）	E U及び英国、E F T A（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、仏領ポリネシア、ロシア、シンガポール、インドネシア、レバノン、アラブ首長国連邦、エジプト、モロッコ
	自国での検査強化（1）	イスラエル

注1) 2020年2月1日現在。規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

注2) EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしている。

注3) タイ政府は、検疫上輸出不可能な一部の野生動物肉を除き撤廃。

(参考) 原発事故による食品等の輸入規制を撤廃した国



撤廃の年月	国・地域
2011年	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ
2012年	メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア
2013年	マレーシア、エクアドル、ベトナム
2014年	イラク、オーストラリア
2015年	タイ（一部の野生動物肉を除く）、ボリビア
2016年	インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス
2017年	カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン
2018年	トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン
2019年 3月	バーレーン
6月	コンゴ民主共和国
10月	ブルネイ
2020年 1月	フィリピン

注 2020年1月8日現在。

(参考) 最近の食品等の輸入規制の緩和



緩和の年月	国・地域	緩和の主な内容
2018年11月	ロシア	・福島県産の水産物は放射性物質検査証明書の添付が不要に
2019年3月	シンガポール	・放射性物質検査証明を廃止、産地の証明は条件を満たしたインボイスで代替可に
4、9、11月	米国	・輸入停止（岩手県及び栃木県産牛の肉、福島県産ウミタナゴ、クロダイ、ヌマガレイ、ムラソイ、カサゴ、宮城県産牛の肉、クロダイ、アユ）→解除
5月	フィリピン	・輸入停止（福島県産ヤマメ、アユ、ウグイ、イカナゴ）→解除（放射性物質検査報告書の添付）
7月	UAE	・検査報告書の対象品目の縮小（福島県産の全ての食品、飼料→水産物、野生鳥獣肉のみに）
10月	マカオ	・輸入停止（宮城等9都県産の野菜、果物、乳製品）→商工会議所のサイン証明で輸入可能に ・放射性物質検査報告書（9都県産の食肉、卵、水産物等）→商工会議所のサイン証明に変更 ・放射性物質検査報告書（山形、山梨県産の野菜、果物、乳製品等）→不要に
11月	EU※	・検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県の大豆、6県の水産物を検査証明対象から除外等）
2020年1月	シンガポール	・輸入停止（福島県産の林産物、水産物、福島県7市町村の全食品）→産地証明及び放射性物質検査報告書の添付を条件に解除
〃	米国	・輸入停止（岩手県産クロダイ、福島県産ビノスガイ）→解除
1～2月	インドネシア	・放射性物質検査証明書（47都道府県産の水産物、養殖用薬品、エサ）→不要に ・放射性物質検査報告書（7県産（宮城等）以外の加工食品）→不要に ・放射性物質検査報告書（7県産（宮城等）以外の農産物）→2020年5月20日から不要に

注 2020年3月2日現在。

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。

(参考) 原発事故に伴い輸入停止措置を講じている国・地域



国・地域	輸出額 順位	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	2,037億円 1位	福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳
中国	1,537億円 2位	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、長野	全ての食品、飼料
		新潟	コメを除く食品、飼料
台湾	904億円 4位	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品（酒類を除く）
韓国	501億円 5位	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、 栃木、群馬、千葉	水産物
マカオ	40億円 20位	福島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、 卵、水産物・水産加工品

注1：輸出額・順位は2019年確報値。

注2：上記5か国・地域のほか、米国は日本での出荷制限品目を県単位で輸入停止。

注3：中国は10都県以外の野菜、果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）について放射性物質検査証明書の添付を求めているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、実質上輸入が認められていない。

(参考) 動物検疫協議の状況



- 動物検疫に係る協議（輸出関係）は、現在、12の国と地域・28件に取り組んでおり、平成28年度以降12の国と地域・24件が解禁・条件緩和。
- 輸出先国・地域への解禁要請や協議に、引き続き関係省庁と連携して取り組む。

輸出先への解禁要請		韓国（牛肉、豚肉）、インドネシア（鶏肉）、フィリピン（殻付き卵）等
協議中	輸出先国・地域における疾病リスク評価実施中（※）	中国（牛肉、豚肉）、フィリピン（豚肉）、米国（豚肉）、EU（豚肉）、台湾（豚肉、鶏肉）、トルコ（牛肉）、等
	検疫条件協議中	中国（牛乳・乳製品）、ロシア（鶏肉、殻付き卵）、マレーシア（鶏肉）、米国（鶏肉）、サウジアラビア（牛肉）等
輸出解禁済 平成28年（2016年）以降の実績		豪州（牛肉、牛肉エキス）、ブラジル（牛肉製品等＝携帯品）、タイ（牛肉＝30ヶ月齢制限撤廃、豚肉）、シンガポール（鶏肉等）、台湾（牛肉、殻付き卵及び卵製品）、マレーシア（牛肉）、アルゼンチン（牛肉、ラノリン）、米国（殻付き卵）、韓国（殻付き卵）、ウルグアイ（牛肉）、ロシア（牛肉＝2施設追加）、EU（殻付き卵及び卵製品、乳及び乳製品、鶏肉）、マカオ（殻付き卵）等

※家畜衛生体制や疾病の清浄性の評価

(参考) 植物検疫協議の状況



- 植物検疫に係る協議（輸出関係）は、現在、12か国・23件に取り組んでおり、平成28年度以降8か国・19件が解禁・条件緩和。
- 輸出先国・地域への解禁要請や協議に、引き続き関係省庁と連携して取り組む。

輸出先への解禁要請		(解禁要請と同時に協議の段階へ移行)
協議中	輸出先国・地域における病害虫リスク評価実施中 (※)	米国（メロン）、カナダ（もも）、豪州（もも）、韓国（りんご・なし）、タイ（玄米）、ベトナム（うんしゅうみかん）、インド（なし）、中国（ぶどう）、フィリピン（いちご）、台湾（トマト）等
	検疫条件協議中	インド（りんご）、米国（なし＝生産地域の拡大、品種制限の撤廃）、EU（黒松盆栽＝錦松盆栽含む）、タイ（かんきつ類＝合同輸出検査から査察制への移行）、豪州（いちご、なし＝全ての都道府県の解禁等、うんしゅうみかん＝全ての都道府県の解禁等）、NZ（かんきつ類＝品目の拡大等）等
輸出解禁済 平成28年（2016年）以降の実績		中国（精米＝精米工場及びくん蒸倉庫の追加）、米国（かき、うんしゅうみかん＝福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県の追加、臭化メチルクん蒸の廃止、盆栽（ツツジ属及びゴヨウマツ）＝網室内での栽培期間の短縮）、ベトナム（なし、玄米、りんご＝袋かけに代わる検疫措置の追加）、タイ（かんきつ類＝福岡県内生産地域の追加拡大）、豪州（かき＝臭化メチルクん蒸に代わる検疫措置による解禁）、カナダ（なし＝全ての都道府県の解禁、りんご＝「ふじ」を含む全品種の解禁・袋かけ又は臭化メチルクん蒸に代わる検疫措置の追加）等

※病害虫の侵入・定着・まん延の可能性や、まん延した場合の経済的被害の評価を踏まえた検疫対象となる病害虫の特定 令和2年2月3日現在

(参考) 農林水産物・食品の政府一体となった輸出力強化

【令和2年度予算概算決定額 9,458 (5,915) 百万円】
輸出関係総額 57,833 (42,400) 百万円の内数
(令和元年度補正予算額 32,393百万円)

<対策のポイント>

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等に基づき、農林水産省への司令塔組織（農林水産物・食品輸出本部）の創設、輸出手続の迅速化、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に基づくグローバル産地づくりの強化、輸出向けHACCP等対応施設の整備、海外需要の創出・拡大・商流構築等を行うことで、国産農林水産物・食品の輸出を促進します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2020年以降のポスト1兆円目標）

<事業の全体像>

1 司令塔組織（農林水産物・食品輸出本部）の創設【12億円】

- ・ 輸出に必要な証明書の申請・交付のワンストップ化のためのシステム構築
- ・ 海外の食品安全等の規制に関する相談窓口の一元化
- ・ 輸出先国が求めるデータ収集や課題対応のための調査等

等

2 輸出手続の迅速化【15億円、50億円の内数】

- ・ 国・自治体の証明書発給・検査業務の体制整備や民間の登録認定機関の活用支援
- ・ 生産海域等モニタリング、残留物質等モニタリング支援
- ・ FAMICによる登録認定機関の適合調査（FAMIC運営費交付金）
- ・ 既存添加物等申請、インポートトレランス申請支援
- ・ 我が国の農産物の輸出に有利な国際的植物検疫処理基準の確立・実証
- ・ 輸出促進に資する動植物検疫

等

3 輸出を行う事業者に対する支援【19億円、425億円の内数】

- (1) グローバル産地づくりの強化
 - ・ GFPグローバル産地形成 ・ 国際的認証取得等支援
 - ・ 輸出先国の植物検疫条件等を満たす農産物の生産支援
- (2) 輸出向け施設の整備（ハード）
 - ・ 食品産業に対する輸出向けHACCP等対応施設の整備（食料産業・6次産業化交付金）
- (3) 日本政策金融公庫による長期低利融資
 - ・ 輸出事業計画の認定を受けた事業者に対する日本政策金融公庫による長期低利融資

等

4 海外需要の創出・拡大・商流構築【29億円、8億円の内数】

- JFOODOによる戦略的プロモーション、JETROによる輸出総合サポート、事業者・団体の取組支援、食によるインバウンド対応の推進等
- ・ 海外需要創出等支援対策事業
 - ・ 食によるインバウンド対応推進事業

等

5 知的財産の流出防止、食産業の海外展開等【20億円】

- (1) 知的財産の流出防止、規格・認証の国際化対応等
 - ・ 植物品種等の海外流出防止
 - ・ 農業知的財産管理支援機関による知財管理
 - ・ 地理的表示(GI)の保護
 - ・ JFS国際化、JAS制定・国際化
- (2) 食品事業者の海外進出支援
- (3) 輸出拡大に関する研究開発・技術実証

等

ポスト1兆円に向けた更なる輸出拡大を目指す

(参考) 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

【令和元年度補正予算額 32,393百万円】



- ・ <対策のポイント>
- ・ TPP等を通じた農林水産物の輸出重点品目の関税撤廃等の成果を最大限活用するため、司令塔組織の創設による輸出環境の整備、グローバル産地づくり緊急対策、海外の需要拡大・商流構築に向けた取組、輸出拠点の整備を強化します。
- ・ <政策目標>
- ・ 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2020年以降のポスト1兆円目標）

<事業の内容>

司令塔組織の創設による輸出環境の整備【9億円】

輸出環境整備緊急対策事業

- ・ 司令塔組織の創設準備を急ぐとともに、放射性物質等に関する輸入規制撤廃・緩和の働きかけの強化、輸出証明書発行等を行う機関の体制整備や能力向上、GI保護を通じた知的財産の保護、植物品種の海外流出防止対策の強化、輸出に資する基準・規格の設定等を実施・支援

グローバル産地づくり緊急対策【8億円】

GFPの活動強化

- ・ GFP登録者に対する輸出診断、登録者のネットワーキングイベントの開催、地域商社と生産者とのマッチングを強化

グローバル産地づくり緊急対策事業

- ・ 畜産物、水産物、加工食品の品目特有の緊急課題への対応を支援

輸出のための国際的認証取得等の支援

- ・ 輸出事業者が必要とする国際的規格・認証の取得等を支援

海外の需要拡大・商流構築に向けた取組の強化【33億円】

海外需要創出等支援緊急対策事業

- ・ 海外での戦略的プロモーション、海外見本市への出展支援、国内外での商談会の開催、早期に成果が見込まれる重点分野・テーマ別の海外販路開拓の強化等の取組を支援

訪日外国人の食体験を活用した輸出促進事業

- ・ 訪日外国人の嗜好に合わせて食と異分野を掛け合わせた多様な旅行体験の提供を拡大するとともに、帰国後も日本の食を再体験できる環境整備を実施

コメ海外市場拡大戦略プロジェクト推進支援

- ・ コメ海外市場拡大戦略プロジェクトに参加する産地や輸出事業者等が連携して戦略的に取り組むコメ・コメ加工品の海外市場開拓、プロモーション等を支援

外食産業等と連携した需要拡大対策事業

- ・ 産地と外食産業等の連携により、国産原材料を活用した新商品の開発やそれに必要な技術開発等を支援

輸出拠点の整備【273億円】

輸向けHACCP等対応施設整備緊急対策 農畜産物輸出拡大施設整備事業

- ・ 食品製造事業者等によるHACCP等に対応した施設の新設（かかり増し経費）・改修や機器の整備を支援するとともに、農畜産物の輸出拡大に必要な食肉処理施設、コールドチェーン対応卸売市場施設等の整備等を支援

水産物輸出拡大緊急対策事業 <一部公共>

- ・ 大規模な水産物流通・生産拠点における共同利用施設・養殖場等の一体的整備、生産から販売までの関係者が連携した国際市場に通用するモデル的な商流の構築等を支援

(参考) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の概要



1. 背景

- ・農林水産物及び食品の輸出拡大に向け、これまで日本食のプロモーション等の取組を実施。
- ・更なる輸出拡大のためには、輸出先国による食品安全等の規制等に対応するため、輸出先国との協議、輸出を円滑化するための加工施設の認定、輸出のための取組を行う事業者の支援について、政府が一体となって取り組むための体制整備が必要。

2. 法律の概要

I 農林水産物・食品輸出本部の設置

- ・農林水産省に、農林水産大臣を本部長とし、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚労大臣、経産大臣、国交大臣等を本部員とする「農林水産物・食品輸出本部」を設置。
- ・本部は、輸出促進に関する基本方針を定め、実行計画(工程表)の作成・進捗管理を行うとともに、関係省庁の事務の調整を行うことにより、政府一体となった輸出の促進を図る。

II 国等が講ずる輸出を円滑化するための措置

- ・これまで法律上の根拠規定のなかった ①輸出証明書の発行、②生産区域の指定、③加工施設の認定について、主務大臣(※)及び都道府県知事等ができる旨を規定。
※主務大臣は、農林水産大臣、厚生労働大臣又は財務大臣。
- ・民間の登録認定機関による加工施設の認定も可能とする。

III 輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置

- ・輸出事業者が作成し認定を受けた輸出事業計画について、食品等流通合理化法及びHACCP支援法(※)に基づく認定計画等とみなして、日本政策金融公庫による融資、債務保証等の支援措置の対象とする。
- ※食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)

IV その他

- ・令和2年4月1日から施行。
- ・農林水産省設置法を改正し、本部の所掌事務を追加。
- ・IIの輸出証明書発行の規定と重複する食品衛生法の規定を削除。